

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成31年2月5日)

開催日及び場所			平成30年12月7日（金曜日）政策統括官第2会議室		
委員			荒川 穂（法人参与） 野口和秀（公認会計士） 門伝明子（弁護士）		
審議対象期間			平成30年7月1日～平成30年9月30日		
審議対象案件			74件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件			5 件 うち、1者応札案件2件 (抽出率7%) (抽出率100%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率－%)		
抽 出 案 件 内 訳	物品・ 役務等	一般競争	1 件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	2 件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		随意契約（企画競争・公募）	0 件		
		随意契約（その他）	2 件		
	(特記事項)				
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等	
			別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし		
[これらに対し部局長が講じた措置]			[]		

意見・質問	回答等
1 農業共済再保険事務処理システムの機器等更新業務 (業務概要) ○一般競争入札で不落札となったのは、応札者が少なかったなどの原因があるのか。 ○入札公告期間（8月27日～9月10日）が短いという指摘があったようだが、このタイミングになった理由が何かあるのか。	○農林水産省経営局所管の農業共済再保険に係る事務処理を行うコンピューターについて、前回平成25年に更新してから5年を経過したため、ハードウェアの更新を行うものである。 契約は、一般競争契約によったが、不落札となったため、予算決算及び会計令99条の2に基づき、いわゆる不落札随意契約によることとした。 ○応札者数は1者であった。1者応札となった原因を関係業者に対してアンケート等を実施したところ、公告期間が短い、必要人員を確保できない、機器の調達準備が間に合わないなどの理由から入札への参加を見送ったという意見もあり、直接の原因ではないものの、遠因の一つと考えられる。 今後は契約内容に応じた適切な期間を設定するなどして幅広い業者が参加できるよう対応したい。 ○さまざまな業務を行う中で、この時期になったことが1点上げられる。もう1点背景としてハードウェアの組み立て期間が想定以上にかかるということがあった。このため、機器の調達期間をできるだけ確保しつつ、可能な範囲で公告期間を短くせざるを得なかった。
2 平成30年産政府備蓄米買入契約 (業務概要)	○国は、不作などにより米の供給量が不足する事態に備えて、適正備蓄水準（6月末）の100万トン程度を前提とし、毎年、播種前に20万トン程度を入札により買い入れしている。当該米穀は、市場に与える影響を避けるため棚上げ備蓄し、放出を要する不足時以外は5年間備蓄された後、飼料用等の非主食用として販売している。

意 見 ・ 質 問	回 答 等
○売渡人の資格要件について、米穀の年間取扱数量100トン以上とあるが、どれくらいの規模の業者になるのか。 ○入札参加資格を有する方はどれくらいいるのか。 ○売渡申込数量の最低限はいくつか。	○100 トンという規模は、産地の集荷業者は十分クリアできる数量。生産者であっても、数件まとまればクリアできる数量と考えている。 ○入札参加資格者は、6月時点で122者である。 ○最低10トンである。ただし、年間8回程度行われる入札において、初回応札で10トンを落札していれば、次回は1トンから入札することができる。
3 輸入米穀買入委託契約（タイ国産うるち精米長粒種） （業務概要） ○輸入米の年産について、どのように確認しているのか。 ○入札公告において、輸入される米穀は2017年産と2018年産のどちらでもよいとされているが、米穀を買付ける際には異なる年産の混在を認めないとする理由は何か。	○農林水産省では、国際契約に基づく米のミニマム・アクセス数量の輸入を確実に履行するため、一定の資産信用や相当程度の穀物貿易の経験を有する輸入業者を競争入札の有資格者として選定し、指名競争入札により落札した者との間で輸入米穀に係る買入委託契約を締結した上、輸入を実施している。 ○輸入する際に、輸出国側で発行された年産を表記した証明書をもって確認している。 ○一般的に、米穀の年産が違えば品質が異なり、実需者において扱いにくくなることが想定される。このため、どちらかの年産に統一することとしている。
4 輸入麦買入委託契約（食糧小麦オーストラリア産） （業務概要）	○国は、食糧法に基づき、国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分について、国家貿易により外国産小麦を計画的に輸入している。 麦の輸入に当たっては、輸出国における麦の買

意 見 ・ 質 問	回 答 等
○船積期間又は到着期限と使い分けて契約しているのはなぜか。 ○なぜ売買契約ではなく、買入委託契約なのか。	付けから、我が国の所定の引渡場所へ搬送するまでの業務とそれに付随する業務を輸入業者である商社に委託することとし、契約をしている。 ○両方とも需要月を考慮して本邦に輸入されるよう設定しているが、特定の港で需給上等で特に配慮が必要な場合には、到着期限を設定するなどの使い分けをしている。 ○国家貿易の下、国に代わって買付けから引渡場所への搬送業務などの一連の業務を全て輸入業者に委託する契約を買入委託契約としている。
5 小麦・大麦中のFosetyl-Al 及びPhosphonic acid同時分析法の開発業務請負契約 (業務概要)	○残留農薬基準としての Fosetyl (ホセチル) の定義は、食品安全委員会及び厚生労働省の見解では、Fosetyl-Al (ホセチル-アルミニウム) と同時に検出される Phosphonic acid (ホスホン酸) をホセチル-アルミニウムに換算したものの和とされている。一方、厚生労働省は、平成 29 年 8 月、薬事・食品衛生審議会の部会において、穀類へのホセチルの暫定基準値を現在は 0.5 mg/kg (0.5 ppm) と設定しているが、それを一律基準、0.01 mg/kg (0.01 ppm) に改正することを決定している。 しかしながら、内麦、外麦ともにホセチル-アルミニウムを使っていないにもかかわらず、ホスホン酸が微量に検出する事例もあり、一律基準 0.01 mg/kg (0.01 ppm) に改正されると、麦類が食品衛生法違反と判断される可能性があり、麦類の安定供給に大幅な支障が生じる可能性がある。 このため、厚生労働省が改正する穀類中のホセチル-アルミニウムの基準値 0.01 mg/kg (0.01 ppm) という一律の基準に対応するため、農林水産省として、ホセチル-アルミニウムに由来しないホスホン酸が麦に含有するデータを正確に把握し、ホセチル-アルミニウムとホスホン酸を個別かつ同時に定量できる汎用性のある高度分析法の開発を行う。

意 見 ・ 質 問	回 答 等
○本業務において、開発が成功しないことも見込まれるのか。 ○一般競争入札ではなく、どうして随意契約としたのか。	○請負業者については、企画提案を受けた上で選定しており、開発できるものと認識している。 なお、契約上、成功しない場合の担保は取っている。 ○一般競争入札では、金額の多寡により落札者が決定してしまう。今回、こちらが求める分析精度や技術力などを有しているかどうか重要な要素であるため、企画競争をした上で評価した業者と契約できるよう、随意契約としたところである。

(注) 予定価格が類推されるものは除いている。